

あおもりこどもの居場所ネットワーク実施要領

(趣旨及び目的)

- 第1条 この要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内のこどもの居場所の活動や運営を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 県社協は、青森県内のこどもの居場所の運営者や支援者のつながりを作り、多様な個人や団体の参加と協働の下に安定した運営が行われるように支援するとともに、利用したい人が必要な時にこどもの居場所を利用できるように取り組むものである。
- 3 前項のつながりは、あおもりこどもの居場所ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称するものである。

(ネットワークの会員)

- 第2条 ネットワークの会員となるものは、正会員、プレ会員及びサポーターとする。
- 2 正会員は、現に青森県内で「こどもの居場所」を運営する者とし、「みんなの居場所」づくり支援のための登録要領第3条に基づき登録された者とする。
- 3 プレ会員は、今後こどもの居場所の活動を行う予定の者とし、活動予定の居場所がみんなの居場所」づくり支援のための登録要領に基づいたものであることを会員要件とし、所定の様式（様式1）により登録するものである。
- 4 前項のうち、「みんなの居場所」スタートアップ事業実施要綱第4条に基づき県社協が支援決定した個人・団体は、自動的にプレ会員となり、所定の様式による登録は不要とする。
- 5 プレ会員の会員期間は会員となってから3年までとする。
- 6 サポーターは、こどもの居場所の活動や運営者を支援する者とし、次に掲げる内容でサポートする者とし、所定の様式（様式2）により登録するものである。
- ① 食材等の提供
 - ② 場所の提供
 - ③ 寄付金
 - ④ ボランティア活動
- 7 県社協は、会員となるものについて会員登録を行い、必要な公表を行うものである。
- 8 会員のネットワークへの参加や登録にかかる費用は無料とする。
- 9 県社協は、会員が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消しすることができる。
- (1)連絡先に1年以上連絡がつかない場合
 - (2)会員の要件に該当しないことが確認された場合
 - (3)不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
 - (4)その他会長が定める場合

(ネットワークの取組内容)

第3条 県社協は、ネットワークの事務局として第1条の目的達成のために会員と協働し、次の事項について取り組むものである。

(1) こどもの居場所の相談支援

こどもの居場所の立上や安定した運営のためのさまざまな相談に応じるとともに、こどもの居場所を利用したい人や活動に協力したい人への相談に対応する。

(2) こどもの居場所の情報の提供及び収集

こどもの居場所の運営に必要な情報を運営者等にお知らせするとともに、必要な情報を収集し、利用したい人や活動に協力したい人に対して情報を提供する。

(3) こどもの居場所のネットワーク

運営者同士のつながりの場を作るとともに、関係機関や活動に協力したい人とのつながりの場を設定する。

(4) 食品等の分配

こどもの居場所の運営者等に対し、県社協に寄贈された食品や日用品、寄付金等の分配を行う。

(5) その他

2 県社協は、青森県内の圏域又は市町村域でこどもの居場所の活動や運営を中間的に支援する団体（以下「中間支援団体」という。）と連携して前項の活動を行うものとする。

3 前項の中間支援団体は、県社協が指定する団体とし、第2条に規定する会員のうち、活動区域内の活動等に関する会員の情報を当該団体に提供するものとする。

4 県社協は、中間支援団体の育成及びネットワークについて推進を図るものとする。

(人権の尊重及び個人情報の保護)

第4条 県社協、第2条に規定する会員及び第3条に規定する中間支援団体は、あらゆる人権の尊重の下に活動するものとし、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施に際し知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び活動を終了した後も同様とする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

様式1（第2条第3項関係）

あおもりこどもの居場所ネットワーク プレ会員 登録用紙

※「みんなの居場所」スタートアップ事業実施要綱第4条に基づき県社協が支援決定した個人・団体は提出不要です。

1. 登録申請者

(1) 申請者名		
(2) 代表者名		
(3) 連絡先 住所等	〒	TEL: FAX: E-mail:
(4) 担当者名		
(5) 現在の 活動内容		
(6) 今後の 活動内容		

2. 今後の活動は…※全てにチェックされることが登録の要件です。

- 実際に「みんなの居場所」の活動を青森県内で行う予定です
- 営利を目的としない活動を行う予定です
- 食を通じた活動がある予定です
- 「みんなの居場所」が年6回以上の定期的で開催する予定です
- 利用する人が集まる場が確保されている活動の予定です

年 月 日

活動主体（代表者等氏名）

様式1 (第2条第6項関係)

あおもりこどもの居場所ネットワーク サポーター 登録用紙

(1)申請者名		
(2)代表者名		
(3)連絡先 住所等	〒	TEL:
		FAX:
		E-mail:
(4)担当者名		
(5)サポートの 内容	<input type="checkbox"/> 食材等の提供	内容個数 () ※賞味期限 () 受渡時期 () 受渡方法 ()
	<input type="checkbox"/> 場所の提供	住所等 ()
	<input type="checkbox"/> 寄付金	金額 () 使途希望 ()
	<input type="checkbox"/> ボランティア活動	活動地域 () 活動内容 ()

【以下について、いずれかに○をしてください】

- あおもりこどもの居場所ネットワークの会員等（正会員・プレ会員・中間支援団体）への情報提供について

可

不可

- あおもりこどもの居場所ネットワークのHPへの掲載について

可

不可